

## 受付・点検に係る留意事項について(その2)

前号に続きまして、障害年金請求書等の受付・点検に係る留意事項をご紹介します。  
既にご存知の内容もあるとは思いますが、改めてご案内しますので障害年金事務の参考にしてください。

### 1. 年金請求書において留意する事項

年金請求書を受付される時に確認していただきたい事項④～⑥を紹介します。

#### ④遡及請求に係る添付書類の確認

障害認定日から1年以上経過した障害認定日請求の場合は、必要な書類が添付されているか確認してください。

① この請求は左の頁にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 障害認定日による請求 2. 事後重症による請求  
3. 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求

「2」を○で囲んだときは右側の該当する理由の番号を○で囲んでください。

1. 初診日から1年6月日の状態で請求した結果、不支給となった。  
2. 初診日から1年6月日の症状は軽かったが、その後変化して症状が重くなった。  
3. その他(理由)

過去に障害給付を受けたことがありますか。 1. はい 2. いいえ

「1. はい」を○で囲んだときは、その障害給付の名称と年金証書の基礎年金番号および年金コード等を記入してください。

② 必ず記入して

傷病名 双極性感情障害

傷病の発生した日 初診日 24年7月頃日

初診日 25年8月8日

初診日において加入していた年金制度 1. 1年2厚生3共済4未加入 1. 国年2. 市県民年3. 国民年金4. 国民年金基金

現在傷病はなっていますか。 1. はい 2. いいえ

障害認定日から1年以上経過した請求であるか確認しましょう。

障害認定日は、初診日から1年6か月を経過した日でしたね。

ア. 障害認定日から1年以上経過した障害認定日請求の場合は、「障害給付請求事由確認書」(様式1)を添付してください。

※請求時65歳以上の者は不要。

解説

障害認定日に障害等級に該当しない場合、請求事由を事後重症請求としても請求いただく意思確認のために添付してください。

イ. 障害認定日から5年以上経過した障害認定日請求の場合は、「年金裁定請求の遅延に関する申立書」(様式2)を添付してください。

解説

年金給付を受ける権利の時効は5年とされているため、添付をお願いします。

(様式1)

請求傷病名を  
記載してください

## 障害給付 請求事由確認書

私は、下記の請求事由を確認し、傷病名( )  
で「障害認定日による請求」を請求事由として、障害給付を請求します。

ただし、「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」を請求事由として障害給付を請求します。

### 【請求事由について】

#### 1. 障害認定日による請求

障害給付は、病気またはケガによって初めて医師の診療を受けた日(初診日)から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときはその日)に、一定の障害の状態にあるときに受けられます。(ただし、一定の資格期間が必要です。)この場合、年金請求書に添付する診断書は、初診日から1年6月を経過した日の障害状態がわかるものが必要です。

なお、請求する日が、1年6月を経過した日より1年以上過ぎているときには、治ったことにより請求するときを除き、初診日から1年6月を経過した日の診断書と請求時点の診断書の両方が必要となります。(ただし、障害状態の確認を行う際に、他の時点の障害の状態がわかる診断書を求めることがあります。)

#### 2. 事後重症による請求

「1. 障害認定日による請求」で受給権が発生しなかった場合でも、その後、病状が悪化し、65歳に達する日の前日までの間において、一定の障害の状態となったときには本人の請求により障害給付が受けられます。ただし、請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。この場合、年金請求書に添付する診断書は、請求時における障害の状態がわかるものが必要です。

令和 年 月 日

(請求者本人)

氏 名： \_\_\_\_\_ (印)

住 所： \_\_\_\_\_

連絡先： ( ) \_\_\_\_\_

(代 理 人)

氏 名： \_\_\_\_\_ (印)

請求者との関係： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

連絡先： ( ) \_\_\_\_\_

※請求者、代理人ともに本人自署の場合、押印は不要です。

(様式2)

## 年金裁定請求の遅延に関する申立書

私は、障害基礎年金について、下記の理由により請求を行っていなかったことを申し立てます。

また、年金の支払を受ける権利について、5年の時効が完成している分については、支給がない旨を理解しています。

(遅延理由) を付けてください。

- 年金を請求することができると知らなかった。
- 年金制度について、よく理解していなかった。
- 

---

令和 年 月 日

厚生労働大臣 様

住 所

氏 名

㊞

## ⑤事後重症請求の理由欄の確認

事後重症請求をする際は、適切な理由が記載されているか留意してください。

(1) この請求は左の頁にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。		1. 障害認定日による請求		2. 事後重症による請求		3. 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求			
「2」を○で囲んだときは右欄の該当する理由の番号を○で囲んでください。		1. 初診日から1年6月日の状態で請求した結果、不支給となった。		2. 初診日から1年6月日の症状は軽かったが、その後悪化して症状が重くなった。		3. その他（理由）			
(2) 過去に障害給付を受けたことがありますか。		1. はい		2. いいえ		1. はいを○で囲んだときは、その障害給付の名称と年金証書の基礎年金番号および年金コード等を記入してください。			
④ 必ず記入してください。 ⑤ 障害の原因である傷病について記入してください。		傷病名		双極性感情障害		2.			
		傷病の発生した日		24年7月頃		年 月 日			
		初診日		25年8月8日		年 月 日			
		初診日において加入していた年金制度		1. 国年2 厚年3 共済4 未加入		1. 国年2 厚年3 共済4 未加入		1. 国年2 厚年3 共済4 未加入	
		現在傷病はなっていますか。		1. はい		2. いいえ		1. はい 2. いいえ	
		なっているときは、なつた日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
		傷病の原因は業務上ですか。		1. はい		2. いいえ			
この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求中のときも同様です。		1. 労働基準法		2. 労働者災害補償保険法		3. 船員保険法			
		4. 国家公務員災害補償法		5. 地方公務員災害補償法		6. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律			

事後重症による請求の場合は、障害認定日請求を行わない理由の確認をしてください。

事後重症請求は、障害認定日で受給権が発生しないときに請求できる制度であるため、障害認定日請求を行わない理由の確認が必要となります。

※ 障害認定日請求が可能で遡及して請求できるにもかかわらず、案内を漏らしたため事後重症で請求するという事がないよう説明に当たっては留意してください。

### 確認のポイント



#### 解説

「3. その他（理由）」に○がある場合は、その理由欄に具体的な理由が記入されていることを確認してください。

○ 良い例：障害認定日時点の診断書が添付できないため

✗ 悪い例：制度を知らなかったため  
(この理由では、障害認定日請求が可能であるかが不明確です。)

※ 事後重症請求は、65歳到達日前（誕生日の前々日）までに請求書を提出する必要があります。

## ⑥初診日が20歳前であるときに添付する所得証明書等の確認

初診日が20歳前（厚生年金保険等の被保険者期間であった場合を除く。）の場合、所得の確認が必要です。審査に必要な年度の所得証明書等が添付されているか、平成28年度以前の所得証明書等が添付されているか確認してください。

②必ず記入してください。

(1) この請求は左の頁にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。		1. 障害認定日による請求		2. 事後重症による請求	
「2」を○で囲んだときは右欄の該当する理由の番号を○で囲んでください。		3. 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求			
1. 初診日から1年6月目の状態で請求した結果、不支給となった。		2. 初診日から1年6月目の症状は軽かったが、その後悪化して症状が重くなった。		3. その他（理由）	
(2) 過去に障害給付を受けたことがありますか。	1. はい	「1. はい」を○で囲んだときは、その障害給付の名称と年金証書の基礎年金番号および年金コード等を記入してください。			
	2. いいえ				
傷病名	双極性感情障害				
傷病の発生した日	昭和56年7月8日				
初診日	昭和57年8月8日				
初診日において加入していた年金制度	1. 国年2 厚生3 共済4 大加入		1. 国年2 厚生3 共済4 未加入		1. 国年2 厚生3
現在傷病はなっていますか。	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい
なっているときは、なつた日	昭和57年 月 日		昭和57年 月 日		昭和57年 月 日
傷病の原因は業務上ですか。	1. はい 2. いいえ				
この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求中のときも同様です。	1. 労働基準法		2. 労働者災害補償保険法		
	3. 船員保険法		4. 国家公務員災害補償法		
	5. 地方公務員災害補償法		6. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律		
受けられるときは、その給付の種類を○で囲んでください。支給の発生した日を記入してください。	1. 障害補償給付（障害給付）		2. 傷病補償給付（傷病年金）		
障害の原因は第三者の行為によりますか。	1. はい 2. いいえ				
障害の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名および住所を記入	氏名				
	住所				
(4) 国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。	1. はい 2. いいえ				

20歳前であるかどうか忘れずに確認しましょう。



### (1) 所得証明書等が必要な年度

障害認定日請求を遡及して行った場合は、障害認定日時点の年度から直近の年度までの請求者の所得証明書等の添付が必要です。

マイナンバーの申し出があれば、平成29年度以降の所得証明書等の添付が不要となります。

※ 所得を確認する年度は、8月～翌年7月のサイクルとなります。

解説

### (2) 5年以上遡及する場合に必要な所得証明書等の年度

年金の支払を受ける権利が、時効消滅しない期間は所得証明書等、時効消滅する期間は所得に係る申立てを添付する。



(1)、(2)について、次ページを参考にしてください。

(1) 所得証明書等が必要な年度【具体例】

障害認定日で受給権発生となった場合、受給権発生月の翌月分以降が所得審査の対象です。平成28年度の所得証明書で所得審査ができる期間は、平成28年8月から平成29年7月となります。

例えば、下表のアとイは受給権が発生する年は違いますが、所得審査を行うにあたり、平成28年度から令和2年度の所得証明書が必要です。（平成29年度～令和2年度の所得証明書は、マイナンバーの申出があれば添付不要です。）

	請求日	障害認定日	請求事由
ア	令和2年9月	平成28年8月	障害認定日による請求
イ	令和2年9月	平成29年5月	同上

「平成28年度の所得証明書」で所得審査ができる期間

	平成28年度							平成29年度				
ア	H28.8	H28.9	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	H29.3	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7
	<small>受給権発生月   所得審査の対象期間</small>											
イ	H28.8	H28.9	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	H29.3	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7
	<small>受給権発生月   所得審査の対象期間</small>											

(2) 受給権の発生が5年以上遡及する場合に必要な所得証明書等の年度

請求する年月 〔請求する年を 令和2年とする〕	年金の支払を受ける権利が 時効消滅しない期間	証明書の添付が必要となる年度
令和2年1月	平成26年12月分以降	平成26年度（平成25年中所得）以降
令和2年2月		
令和2年3月		
令和2年4月		
令和2年5月		
令和2年6月		
令和2年7月		
令和2年8月	平成27年6月分以降	平成27年度（平成26年中所得）以降
令和2年9月		
令和2年10月		
令和2年11月		
令和2年12月		